

國志紀郡當宗氏神祭幣帛使國司一人專當其事使食蓋等並用國正稅永爲恒例當宗社天皇外祖母之氏神也

〔世俗淺深秘抄〕下一寬平法皇多御外祖母氏神在河內國所謂當宗社也仍自仁和五年被祭之或說曰實御母儀也御母儀仲野親王女班子女王由雖記之其年齡頗不可然爲後見如此雖註實當宗氏女也大概見寬平御記歟

〔諸社根元記〕下新國史云延喜十一正六宣旨山科神二前右依宮道氏人內藏少允宮道良連等去年八月七日解初付官帳四度幣儀件氏神依去寬平十年三月七日奉勅之宣旨預享公家春秋祭禮又預四度幣

○按ズルニ山科ノ神ハ宮道氏ノ祖神ニシテ宮道氏ハ宇多天皇ノ皇后藤原氏ノ外家ナリ故ヲ以テ此時始メテ之ヲ祀リシナリ

〔大鏡三

太政大臣忠平〕このおとゞこれ基經のおとゞの四郎君御母本院の大臣時平にはおなじこのおとゞ略中よをえらせたまふ事廿年略中のちのいみな貞信公となづけたて

まつる略中三人の大臣賴師輔師尹頼師輔師尹實たちのまゐらせ給ふれうに小一條のみなみかでのこうぢにはいしだゝみをぞせられたりしがまだ侍るぞかしむなかたの明神おはしませば洞院うし

ろのついちよりおりさせ給ひしにあめなごのふる日のれうとどうけたまはりし略中此貞信公は宗像神明うつゝにもものなど申たまひけり我よりは御位たかくてゐさせ給へるなんくる

しさと申たまひければいとふびんなる御事なるかなとて神位は申させ給へるなり

〔神皇正統記村上〕わが國は神代よりのちかひにて君は天照大神の御すゑ國をたもち臣は天兒

屋の命の御ながれ君をたすけたてまつるべき器となれり略中上古には皇子皇孫おほくて諸

國にも封せられ將相にも任せられき略中然れど大織冠氏をさかやかし忠仁公政を攝せられ

輔政